件 名	愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例
主 管 課	道路建設課・道路維持課
根拠法令等	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
	道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)
	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設
	省令第3号)

## 【制定の概要】

制定の経緯について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により道路法(昭和27年法律第180号)の一部が改正されたことに伴い、これまで国の基準で定められていた、県道の構造の技術的基準等について、県の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。

## 条例委任された基準

- ・道路の構造に関する一般的技術的基準(設計車両、建築限界、橋等の設計荷重条件を除く、幅員、線形、視距、勾配等)
- ・標識の寸法・文字の大きさに関する基準

## 独自基準について

「地域の実状に応じた道路計画」が策定できるよう、以下の8項目の独自基準を設ける。 1.5車線的道路整備:交通量の少ない山間部の道路において、1車線改良、2車線改良、 局部的改良等を組み合わせた1.5車線的道路整備を明確に行うことができる規定

- <u>車線数の緩和</u>:地域の実状に応じて、車線数の決定が可能となる規定
- <u>広幅路肩の設置</u>:歩道の設置が困難な場合において、必要に応じ歩行者や自転車が通行できる、幅1.0m以上の広幅路肩とする規定
- 歩道幅員の縮小:地域の実状に応じて、歩道幅員を1.5mまで縮小できる規定
- 植樹帯の設置要件の緩和:沿道の自然環境等により、植樹帯の設置を省略できる規定
- 歩道部の透水性舗装:歩道の舗装を、雨水を地下に浸透させる透水性構造とする規定
- 交差点部の車道幅員の縮小:交差点での幅員の縮小規定を地方部にも適用できる規定
- 標識の寸法・文字の大きさの縮小:やむを得ない場合に、標識の寸法・文字の大きさ
- <u> 信畝の寸法・文字の入ささの細小</u>:やむを侍ない場合に、信畝の寸法・文字の入ささ を縮小できる規定

施 行 日 平成25年4月1日

## 【その他参考事項】